

産業廃棄物収集運搬業許可証



埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東四丁目4番地4

東武商事 株式会社

代表取締役 小林 増雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 米 山 隆



許可の年月日 平成28年 9月 6日

許可の有効年月日 平成35年 8月29日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、

紙くず、木くず、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、鉋さい、ばいじん（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・更新許可年月日 平成18年 8月30日
- ・更新許可年月日 平成23年10月17日
- ・変更許可年月日 平成25年11月13日
(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を「石綿含有産業廃棄物を除く。」から「石綿含有産業廃棄物を含む。」に変更)
(繊維くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)、ゴムくずの追加)
- ・更新許可年月日 平成28年 9月 6日
- ・優良基準適合認定 平成28年 9月 6日
(許可の有効年月日が平成33年 8月29日から平成35年 8月29日に延長)

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 (平成28年 9月 6日 更新許可)

【東武商事株式会社 公表用】 次の利用目的に限るものとし、当社の許諾を得ない目的外利用は無効。

「①許可内容を確認する為の閲覧」又は「②当社と締結した処理委託契約に添付する許可証の写しの更新の為の複写・保存」